



改正動物愛護管理法が施行されました！

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）が令和元年6月に改正・公布され、令和2年6月1日から順次施行されています。

※主な改正内容

○動物虐待の罰則強化

- ・動物を殺傷した場合：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- ・動物を遺棄・虐待した場合：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



○動物取扱業者への規制強化（第一種動物取扱業者の登録拒否要件の追加など）

○犬及び猫の繁殖制限の義務化（犬や猫の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれを適正に飼養できないのであれば、繁殖を防止する不妊去勢手術等の措置を講じなければならない。）

○特定動物（ワニガメ、ニホンザル、トラ、ゾウなど飼育に許可の必要な危険な動物）の愛玩目的での飼養を禁止

○8週齢規制（生後56日齢未満の犬猫の販売禁止。ただし、天然記念物に指定されている日本犬は生後49日齢未満の販売禁止。）令和3年6月施行

○マイクロチップの義務化（犬猫販売業者は義務、それ以外は努力義務）令和4年施行予定

重要！

○飼い主のいない猫の引取りについて

改正法では、終生飼養等の趣旨に照らして、引取りを求める相当な事由がない場合は、引取りを拒否できることが規定されました。

県では改正法の趣旨を踏まえ、今後は、飼い主のいない猫の引取りは原則お断りすることとします。ただし、母猫が戻ってこないなど、放置すれば死亡するおそれのある子猫や人慣れしている迷子の飼い猫が衰弱し、保護の必要性があるなど特段の事由があるものについては、引取りを検討しますので、お住まいの市町役場にご相談ください。

猫を不妊去勢手術し、ルールを決めて地域で管理する地域猫活動があります。詳しくは県HPへ



その猫引取れません！！

- 誰かが飼っている可能性もある**外猫**は、原則引取りをお断りしています。
- 用具等を用いて駆除目的にて猫に苦痛を与える方法で捕獲を行った場合、動物愛護管理法違反（虐待）に該当し、**五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金**に処される場合があります。

SOS！

愛媛県は猫の引取り数が大変多いため、平成29年度から犬猫の殺処分数が全国ワースト3位以内に入っています。

猫をつかまえないで！！